

令和 5 年 3 月 吉日

職員の皆様へ

株式会社春日苑  
本部長 水田仙子

### 令和 5 年度 介護職員処遇改善計画について

平素は、施設運営にご尽力いただき、感謝申し上げます。  
早速ですが、今年度の介護職員処遇改善計画について、下記の通り、取り決めましたので、お知らせ致します。皆様の一助となれば幸いです。

#### 記

1. 対象者：介護職員（職員・その他の職員）
2. 計画対象期間：令和 5 年 4 月 1 日（5 月支給）～令和 6 年 3 月 31 日（4 月支給）
3. 支給方法及び支給額：以下の通り、1 ヶ月毎に支給

**\*但し、報酬制度改正及び加算実績に応じて調整・変更の可能性あり**

**「処遇改善手当」** 職員は一律、15,000 円

その他の職員は 1 ヶ月の就業時間数に応じて下表金額を支給

168 時間以上	15,000 円	80 時間以上 128 時間未満	5,000 円
128 時間以上 168 時間未満	10,000 円	80 時間未満	1,000 円

**「処遇改善加算」** 勤続 6 ヶ月以上、且つ 1 ヶ月の就業時間数が 136 時間以上の者に対し一律、10,000 円を支給

**\*1 ヶ月の就業時間数には、有給休暇取得時の時間数は含みません。**

**「特定処遇改善」** 計画開始日時点で勤続 10 年以上の介護福祉士の内、前年の年収が 440 万円に満たなかった職員（その他の職員は含まない）に対し、未達額を 12 ヶ月で分割した額を毎月支給。

**「夜勤手当引上」** 夜勤手当について、計画開始日を基準とした勤続年数に応じ、下表の通り（介護福祉士は+1,000 円）引き上げる

**\*入社日起点ではないので、要注意**

勤続 10 年以上	7,000 円	勤続 2 年以上 5 年未満	5,000 円
勤続 5 年以上 10 年未満	6,000 円	勤続 2 年未満	4,000 円

**「支援手当」** 介護職員に限らず、全職員を対象（但し登録スタッフは除く）とし、1 日の実働勤務時間が 7 時間以上の場合 200 円×出勤日数、7 時間未満の場合 100 円×出勤日数分を支給 **\*有給休暇日数は含みません。**

以上